



海部東部消防組合火災予防条例 の一部が改正されました！



今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した
福知山花火大会火災を踏まえ、

大勢の人が集まる催し(イベント)を開催するとき

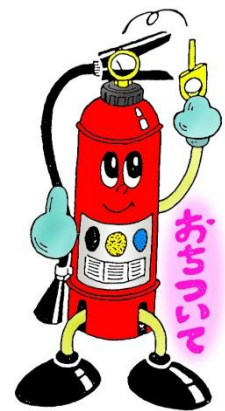
その催しの主催者・露店等の
出店者に一定の義務が課されます。



主な改正内容

その1 消火器を準備する義務

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(以下「多数の者の集合する催し等」と言う。)において対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備すること。



その2 露店開設時に届出をする義務



多数の者の集合する催し等において対象火気器具等を使用する露店を開設する場合にはあらかじめ消防本部へ届出を行うこと。

※「対象火気器具」とは？

主に、こんろ、グリドル(鉄板焼き)、ストーブ、発動発電機等が該当します。

その3 大規模な催しを開催する場合の 防火管理の義務



大規模な催しを開催する主催者は防火担当者を選任し、火災予防上必要な業務の計画を作成して消防本部へ届け出ること。

※「大規模な催し」とは？

主催者が出店を認める露店が100店舗を超え、かつ消防長が、火災が発生した場合に人命又は財産に、特に重大な被害を与えるおそれがあるとして指定した催しを対象となります。



今回の条例改正に伴うQ&A



Q.1 大勢の人が集まる催し（イベント）にはどんな催しがあるのですか？

A. 今回の条例改正の目的は祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものを対象としています。

したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキューや花見、地域の防災訓練の炊き出し等）は含まれません。



Q.2 消火器はどんな物を、何本用意すれば良いのですか？

A. 消火器の大きさや本数について、条例では具体的には記されていませんが、当本部では、業務用消火器で10型以上のものを推奨しています。必要本数については、原則として火気を使用する露店1店舗（又は発動発電機1台）に対して1本必要ですが、例えば1つのテント内に複数の火気取扱いがある場合で、各出店者が協力して有効に消火作業が行える場合は、消火器の共有も認められます。



※その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

海部東部消防本部 予防課 Tel: 052-442-1513